健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明
 - (5) 議案第10号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定 について
 - 資料1 議案第10号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の 制定について

資料 2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

議案第10号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制 定について

1 条例改正の背景

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「旅館業における衛生等管理要領」の改正

- 2 条例の主な改正内容
- (1) 衛生措置の基準
- ア 浴槽水中の遊離残留塩素濃度 $0.2 \, \text{mg/L以上} \rightarrow 0.4 \, \text{mg/L以上}$
- イ 浴槽水中のモノクロラミン濃度 3 mg/L以上
- ウ 水位計配管 1週間に1回以上、消毒する。
- エ 気泡発生装置等 内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒 を行う。
- (2) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準
- ア 水位計を設置する場合 配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とする。
- イ 調節箱を設置する場合 清掃しやすい構造とする。
- 3 施行期日

令和3年4月1日

| 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表 | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 改正後 | 改正前 |
| ○川崎市旅館業法施行条例 | ○川崎市旅館業法施行条例 |
| 平成15年3月18日条例第4号 | 平成15年3月18日条例第4号 |
| (衛生措置の基準) | (衛生措置の基準) |
| 第4条 法第4条第2項の規定による衛生に必要な措置の基準は、別表第1 | 第4条 法第4条第2項の規定による衛生に必要な措置の基準は、別表第1 |
| のとおりとする。 | のとおりとする。 |
| (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) | (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) |
| 第6条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構 | 第6条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構 |
| 造設備の基準は、別表第2のとおりとする。 | 造設備の基準は、別表第2のとおりとする。 |
| 別表第1(第4条関係) | 別表第1 (第4条関係) |
| 1 旅館業の施設の内外は、1日1回以上清掃するとともに、必要に応じて | 1 旅館業の施設の内外は、1日1回以上清掃するとともに、必要に応じて |
| 消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。 | 消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。 |
| 2 各客室の宿泊定員数は、次の基準によること。 | 2 各客室の宿泊定員数は、次の基準によること。 |
| (1) 旅館・ホテル営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人(寝 | (1) 旅館・ホテル営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人(寝 |
| 台を置く客室にあっては、4平方メートルにつき1人)とすること。 | 台を置く客室にあっては、4平方メートルにつき1人)とすること。 |
| ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあっては、1.65平方メート | ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあっては、1.65平方メート |
| ルにつき1人とすること。 | ルにつき1人とすること。 |

- (2) 簡易宿所営業の施設にあっては、1.65平方メートルにつき1人とす ること。この場合において、階層式のものにあっては、各層の有効面 積を基礎として算出すること。
- (3) 下宿営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人とするこ (3) 下宿営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人とするこ と。
- |3 客室にくず箱を備え、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛|3 客室にくず箱を備え、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛 生的なものを置くこと。
- ごとに洗濯したものと取り替えること。

- (2) 簡易宿所営業の施設にあっては、1.65平方メートルにつき1人とす ること。この場合において、階層式のものにあっては、各層の有効面 積を基礎として算出すること。
- 生的なものを置くこと。
- 4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、浴衣、枕カバー4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、浴衣、枕カバー 等の布片類は、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)1人 等の布片類は、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)1人 ごとに洗濯したものと取り替えること。

- 洗面用水は、飲料水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規5 - 洗面用水に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用す

改正前

- 定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)その他飲」ること。 用に適する水をいう。以下同じ。)を使用すること。
- 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- ること。
- 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
 - (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。 以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整 する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。 以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓 から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場及び シャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。) 並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基 準(以下「水質基準」という。) に適合するように水質の管理をするこ と。
 - (2) 原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水が飲料水以外の場合は、 施設の使用開始の目前までに水質検査を行い、水質基準に適合している ことを確認すること。
 - (3) ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等 を除去する装置をいう。以下同じ。)を使用していない浴槽水及び毎日 完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続 して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上がり用 湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要 に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認するこ と。
 - (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原 湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。

- 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 旅館業の施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理する 旅館業の施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理す ること。
 - 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
 - (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。 以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整 する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。 以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓か ら供給される温水をいう。以下同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャ ワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並び に浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。) は、規則で定める基準(以 下「水質基準」という。) に適合するように水質の管理をすること。
 - (2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、施 設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合しているこ とを確認すること。
 - (3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水 は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は 1年に2回以上、原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水は浴槽水が水 質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水 質基準に適合していることを確認すること。
 - (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原 湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。

- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、 ろ過器等を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄そ の他の適切な洗浄方法で、ろ過器等及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器 等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)内の汚れを排出 し、ろ過器等及び循環配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとと もに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度は、頻繁に測定し、遊離残留塩素 濃度にあっては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度に あっては1リットル中3ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若し くは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は 他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うこと を条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。
- (9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる (新設) 設備(以下「気泡発生装置等」という。)は、気泡発生装置等の内部に 生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。
- (10) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (11) 貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。) 内の湯水の温度 は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において 60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。た だし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯 湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (12) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽 内の生物膜を除去すること。
- (13) 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的 大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)は、毎日清掃及び

改正前

- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、 ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その 他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環さ せるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過 器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を 完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とする こと。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤 が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基 準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合にお いて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めた ときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

(新設)

- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。) 内の湯水の温度 は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において 60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。た だし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯 湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽 内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

改正後 改正前

消毒を行うこと。

- (14) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ 過器等及び循環配管内の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。 この場合において、気泡発生装置等を設置している浴槽については、レ ジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等| の使用を中止すること。
- (15) 調節箱(洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するため の槽をいう。以下同じ。)は、定期的に清掃すること。
- (16) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (17) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗 うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある 行為をしないことを表示すること。
- (18) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うた め、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について 従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の 衛生管理に係る責任者を定めること。
- (19) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質検査記 録並びに遊離残留塩素濃度及びモノクロラミン濃度の測定記録は、検査 及び測定の日の翌日から起算して3年間保管すること。
- その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検 査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、 適切な措置を講ずること。
- 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ご とに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるもの」とに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるもの は、同項第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から<mark>第8号</mark>まで及」は、同項第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から<mark>第7号</mark>まで及

- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ 過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合におい て、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる 設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している浴槽について は、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生 装置等の使用を中止すること。
- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整 箱は、定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗 うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある 行為をしないことを表示すること。
- (16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うた め、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について 従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の 衛生管理に係る責任者を定めること。
- (17) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録が びに遊離残留塩素濃度の測定記録は、検査及び測定の日の翌日から起算 して3年間保管すること。
- (20) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、 (18) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、 その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検 **査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、** 適切な措置を講ずること。
 - 9 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ご

び第11号から第17号までに掲げる基準は、適用しない。

別表第2(第6条関係)

- 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、 かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、玩具 その他の物品が備え付けられていないこと。
- 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ 又は保管室を有すること。
- 4 駐車施設(自動車の駐車の用に供するための建築物又は区画をいう。以4 駐車施設(自動車の駐車の用に供するための建築物又は区画をいう。以
- 5 玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。
 - に位置していること。
 - 事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等によ り遮蔽されていないこと。
- 6 客室は、次の要件を満たすものであること。

 - (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
 - (3) 換気上有効な窓若しくは換気ロ又は機械換気設備を有すること。
 - (4) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管すること ができる設備を有すること。
 - (5) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉でき (5) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉でき る場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であるこ

改正前

び第9号から第15号までに掲げる基準は、適用しない。

別表第2(第6条関係)

- かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- その他の物品が備え付けられていないこと。
- 又は保管室を有すること。
- 下同じ。)から玄関帳場等(宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳)下同じ。)から玄関帳場等(宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳 - 場(以下「玄関帳場」という。)その他当該者の確認を適切に行うための| 場(以下「玄関帳場」という。)その他当該者の確認を適切に行うための| | 設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものをいう。以下同 | 設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものをいう。以下同 じ。)を诵らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこ」じ。)を诵らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこ
 - 5 玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所 (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所 に位置していること。
- (2) 玄関帳場に設ける受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、| (2) 玄関帳場に設ける受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、 事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等によ り遮蔽されていないこと。
 - 6 客室は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。 (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
 - (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
 - (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
 - (4) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管すること ができる設備を有すること。
 - る場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であるこ

7 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

کے

- (1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の (1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の 入浴設備にあっては、男女を区別していること。
- る不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構 造であること。
- (3) 共同用の入浴設備にあっては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を 設けること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、衣類そ の他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。
- (6) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の 補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上 に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温 装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオ ネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられてい ること。
- (7) ろ渦器を設置する場合にあっては、ろ渦器は、1時間当たりのろ渦 能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で 汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよ う浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (8) 循環式浴槽(温泉水又は水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽 の湯水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。) にあっては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に 近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸 込口を十分に離して配置すること。
- (9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽 (9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽

改正前

کے

- 7 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
 - 入浴設備にあっては、男女を区別していること。
- (2) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類す|(2) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類す| る不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構 造であること。
 - (3) 共同用の入浴設備にあっては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を 設けること。
 - (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
 - (5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、衣類そ の他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。
 - (6) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の 補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上 に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温 装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオ ネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられてい ること。
 - (7) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過 能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で 汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよ う浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
 - (8) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環し ている浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けると ともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して 配置すること。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 水がろ過器に入る直前の部分に設けること。 | 水がろ過器に入る直前の部分に設けること。 |
| (10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。 | (10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。 |

- (11) 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構 (新設) 造又は配管等を要しない構造とすること。
- (12) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用す る構造でないこと。
- (13) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。
- (14) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等 の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- 屋内の浴槽水に混合しない構造であること。
- た適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
- 9 便所は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
- すること。
- (3) 流水式手洗設備を有すること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の 便所を有すること。
- (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定 (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定 員数に応じたものであること。

(11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用す る構造でないこと。

(新設)

- (12) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等 の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (15) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて (13) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて 屋内の浴槽水に混合しない構造であること。
- 8 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設け8 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設け た適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
 - 9 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
 - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有 (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有 すること。
 - (3) 流水式手洗設備を有すること。
 - (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
 - (5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の 便所を有すること。
 - 員数に応じたものであること。